

時事新報

第二千六百九十二號
明治三十三年六月廿一日 (土曜日)
舊曆庚寅五月五日 (癸酉)
出刊時間
日 出刊時間 二十六分
月 出刊時間 五十八分
入 出刊時間 五十八分
午 出刊時間 五十八分
午 出刊時間 五十八分
西曆一千八百九十年

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
送料廣告料ハ左ノ如シ
一 枚三錢〇二箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
圓〇一年前金六圓
〇時事新報日刊直送ニ郵便ニテ送交スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
〇月十五錢ノ送料ヲ中受テ
時事新報廣告料前金

一行五錢活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行二錢	付十二錢	十一錢	十錢五厘

時事新報

愛國 (二昨日の續)

利を謀るに云ふは富に記者の私言にあらざり立國の運命を維持するの法は實に之を講ずるの外なしとは何人も心に肯踏せざるを得ざる所なるべし然るに滔々たる天下の大勢を觀察すれば政治の議論は獨り煩んにして政界の一舉一動悉く世上の注意を惹き東洋西應殆んど開闢の途に引替へて利用厚生道の道は恰も痛く輕蔑せられ富家者へも亦政界に捲込まれて漸く本業を疎んずるの色あるは國の爲めに計りて誠によしき大事ならざるや蓋し利談と政論との効能を比較するときは利談は建築の地形土蓋の如く政論は家の造作座敷向の装飾の如し水久の利害を考ふれば地形土蓋の堅固に注意せざる可らず室内目下の便利を工風するが爲めに寧ろ口を揃へて喋々し或は右に或は左に唯騒がしき其間に柱礎腐れ風瓦破るゝが如きあらんには夫れ之を何ぞか云はん左りとて坐費の不始未なるは延いて全家の體裁を傷くるとなきに非ざれば我輩は敢て一概に政論を排斥するにわらず寧ろ其注意に油断なからんことを覺悟する者なれども之を利談の重きに比すれば固より同日の事に非ざるを知るのみ前記にも開陳したる如く日本の國情は今や正に金なきの病に苦しむの最中にして而して實業は益々萎靡に傾くの有様なれば此危急の時に當りては實業の興衰を憂はしけれ與に政界に道を上して政界に道を下するが如きは飢者をして疾走せしむると一様にして後止むの外なきとあるに其窮るゝを知りて之を催促するは我輩の忍ぶ能はざる所にして筆端假令へ微塵ありと雖も疑々として速に食料を用意せんとを急せざるを得ず抑も社會の流風は一種の壓制あり又或は第一の孝行として妻を立つると云ふは法律の時代にも亦刃傷を深とする者あり腕力を勇武の標準として重んずるときは道徳成長の世界にも亦粗末を奉ふ者なきにあらず其他男女の交際より服飾等に至るまで常に社會の流風に壓制せられ又或は略されて次第々々其勢力を強くし果ては其非を發見するも是れは無意に狂奔するに至るも世間往々反正を行つても可からんと雖も見て見るに堪へざるの場

合に於ては斷然として之に抵抗を試みるも利害を思ふ者の至情なるべし元來日本の政論は其根を遠く封建の時代に托し治國平天下の士族魂は遂に今日に遺傳して未だ輝脱するも是れはざる折しも西洋文明國の制度文物は頻に輸入し來りて中に政治論は最も適し立憲代議の政體を新設せんとせざる可らざるなり其間政敵の及ぶ所すす々々範圍を廣く社會の流風抑へ可らざる上首尾よく新制度を實行せざる可らざるの責任を生じて好心事、名譽心、責任心も相倚りて復た他を顧みざるに暇なきの境況あり棄て棄つ可らざるの境況に至れり我輩も此大變革の時勢に際し前途を誤らざるの工風を思ふて決して輕々看過するも能はざる者なれども思ふて前途の計に至る毎に先づ第一着に心を傷ましむるものは實利の邊を空虛にして爲めに立國の泉源を涸渇せんとするの一事あれば政論の流風斯くまで増長して殆んど壓制敷くともなるべき勢に立到りたるは彼の政敵腕力の忌むべきよりも猶ほ幾層の過ぐべきものにして敢て之が抵抗力たるべき實利社會を喚起せんと欲して自から禁ずる能はず蓋し經世の心ある人は必ずや此見易き點に於て進んで矯正の策を唱道する者に至りては我輩の最も怪訝に堪へざる所にして或は強て世に響る者に非ざるかの疑なき能はず不親切にあらざれば臆力に乏しき者と云ふ可し苟も國運の苦きを見開いて漫に煽動敷の言を放ち政敵に薪を加ふるが如きは我輩の取らざる所なり世人若し愛國の實は如何にして之を奏すべきやに思到らば請ふ去て實業世界を一瞥せよ我輩の所言の果して大に誤らざるを發見するよとある可し (丁)

加豫算案を致し更に縣會の議定を求むるによしなく止を得ず之を事業執行上に於る事變の一として府縣會規則第三十七條及地方稅規則第三條に依り常置委員に諮問し其執行を終りたる際にて決して違法の處分にあらずと云ふも雖も是れ全く地方稅規則第三條に規定せる豫備費の本意を誤り理事者の任意より起りたるものを以て天災時變若しくは制度改定等の豫じり知るべからざる事と同様に見做して地方稅中より支辨し東て縣會の議定を要すべき手續を怠り擅に事業を擴張し府縣會規則第一條に定めたる縣會の職權をも侵したる者に要するに豫備費の見解を誤りたる違法の處分ありと云ふに在り之に對する知事の答辨は則ち元來此工事は便宜上郡長に委任せし處主任郡書記に附屬するの手續を爲さず其必要と認むる食堂、物置、厨等の増工事をなしたるより豫算外の費額を生じたれども其増設の工事は總べて一郡縣會に欠くべからざる必要の建築なるのみならず事既に執行の後係り如何とすべからざるに付常置委員の同意を得て豫備費より之を支辨せり抑も地方稅規則第三條に規定せる豫備費なるものは地方稅總額の事業に於る豫算の臨時不足を補ふが爲め支出し得るは勿論豫じり其豫算を定めざる事業に對して之を支出するも亦決して法律の禁する所にあらず評しく言へば縣會が既に豫備費なるものを議定し置くからば假令前以て其豫算を定めざる事業にせよ尙も地方稅中より支辨すべきものならんには之に向て豫備費を支辨するも何の妨げあらん左れば本件の如き郡書記の過誤專斷に出で豫じり知るを得ざりしものは所謂豫期すべからざる事件として其費途を豫備費に求むるより外政方なきのみならず又能く其本意に適ひたる處置と謂ざるを得ず然るを縣會は天災時變若しくは制度改定等に起因せざるを以て豫期すべからざる事件にあらずと爲せども斯る區域は法律に於て別段之を規定せず故に理事者の任意に出でたるものと雖も其豫算を議定する當時に於て豫じり知るべからざる地方稅總額の事業は必要と認むる場合に限り何等の事件も總べて其中に含み居るに相違なき故に縣會の言ふが如く豫備費の權利を侵さざるのみならず法律に抵觸したる慶なき云々右に付法制局は豫算案を豫期すべからざる地方稅費目中の豫備費は豫算外の支出及豫算の臨時不足に充つべきものなれば豫算外に於る豫算の範圍外に出でざれば固より必要の費途に供するを得べしと雖も理事者が必要と認むるには必ず其正當なる理由なるべからず而して理事者が監督の下に在る豫算の專斷は其理由を爲すを得ず故に此増工事業は到底地方稅の負擔に屬すべきものなるも之を支出するに於て豫備費の請求を求めざるべからず然るを豫算外に生じたる費途の例に依り豫備費より支辨したるは違法の處分にあらずと判決したるよし

山梨縣知事と同縣會との對する法制局の裁定

山梨縣知事と同縣會との間に法律の見解を異にする所ありて豫算の未去る十日其判決を下せり縣會の具狀する所に據れば豫定したる明治二十一年度郡縣會舍建築修繕費の總額三千六百六十六圓の内二千七百圓は南都留郡役所外二郡役所に要する建築費とし其内の二千九百九十六圓を以て南都留郡役所の建築に供する等なりしに本年の通常豫算會に於て豫算の提出したる明治二十一年度の決算報告書に依れば該費目に於て縣會の議定したる豫算以外に五百七十七圓六十五錢六厘を支出せり而して其内の四百八圓三十一錢八厘は正しく南都留郡役所の建築設計を變更したるがための増加額にして縣知事は之を豫算外に生じたる事件の費途とし常置委員に諮問して同年度の豫備費中より支辨せしに付し縣會と其事を取調べたるに縣會が當初該豫算案を議定する原思ひ及び増工事を爲したるに因るものと判然せり然るに縣知事は此増工事業の執行を以て當該官吏の失職に歸し四百八圓餘の増費は全く豫算外に相違なきも其失職の事實を知りたるは工事業落成の後に在りしを以て當時退

と雖も右は唯唯囑れば前回には他府りしものが今回はの陶器漆器として〇關西の政況を論ずるのみならず所として激熱なるなる候補者を聞く

第一區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第二區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第三區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第四區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第五區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第六區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第七區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第八區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第九區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守
第十區(關西) 藤原 守 藤原 守 藤原 守

竹内、熊本、十時等
かば少しく分派の
し第六區は岡田氏
據の地とつみたる
氏の勢力も相應に
二三の縣會議員、
けば未だ何人が勝
に反し競争激烈に
す何れも奮闘と蓋
勢力に優劣なく五
〇金融及工商業不
は日本銀行が擔保
門戸を開きしにも
式の急々下踏する